

裁判所の記録の保存・廃棄の在り方に関する調査報告書（骨子）

最高裁が行った調査から明らかになった問題点

- H 3 1 重要な憲法判断が示された民事事件の記録廃棄が判明
 - R 2 各庁において **2項特別保存の運用要領** を策定
 - R 4 社会耳目を集めた少年事件の記録廃棄が判明
- ⇒ 一連の問題を重く受け止め、有識者委員会を立ち上げて調査・検討を開始

運用要領策定前の問題

- ・保存期間満了後の記録は 原則廃棄の考え方、特別保存への消極姿勢 が組織内で醸成・定着
- ・安定的・確実な 認定プロセス と具体的・客観的な 基準 の欠如

最高裁の不適切な対応

- ・保存記録の膨大化の防止に取り組むべきとの強いメッセージ
- ・認定プロセスや基準の整備など、適正化のための指導等行わず

運用要領策定 認定プロセス、基準に着目した要領策定により、特別保存の件数増加
(約50年で332件→約2年で1035件)

運用要領策定後の問題

日刊紙2紙基準の遡及適用に必要な過去の日刊紙への掲載状況の確認や代替策が検討されず

最高裁の不適切な対応

遡及適用の対応の在り方について明確に方針を示さず

今後の記録の保存・廃棄の在り方

【考え方・姿勢の改善】

- **規程に記録の意義を明記した理念規定を追加**
記録の中には **国民の財産** (歴史的、社会的意義を有するもの) が含まれることを組織的に共有
- **常設の第三者委員会の設置**
法曹関係者や法学者、報道関係者、アーキビスト等で構成 = **国民目線** での意見の反映
- **国立公文書館への移管の拡大等**
民事、家事、少年という事件種別を問わず、**国立公文書館** への移管を検討

【認定プロセス、基準の見直し】

- ・基準該当性が判断できる時点で直ちに特別保存に付す
- ・可能な限り全国一律のプロセス
- ・日刊紙基準範囲の拡大(地域面)
- ・事件担当部申出の範囲の拡大

【態勢の整備・支援等】

- ・遡及適用の指針、態勢整備
- ・外部からの要望促進
- ・研修等による職員の理解増進

総括

- 今回の一連の問題は最高裁による不適切な対応に起因。深く反省をし、事件に関係する方々を含め、国民の皆様にお詫び
- 歴史的、社会的な意義を有する記録 (国民の財産) を後世に確実に引き継いでいくため関係諸規定について速やかに改正作業を進めていき、裁判所における態勢を整備